OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	財団法人大阪癌研究会寄附行為
Author(s)	
Citation	癌と人. 1996, 23, p. 62-64
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/23956
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

財団法人　大阪癌研究会寄附行為

第1章　総　　則

（名　称）

第1条　この法人は、財団法人大阪癌研究会と称する。

（事務所の所在地）

第2条　この法人は、事務所を吹田市山田丘3－1大阪大学微生物病研究所内におく。

第2章　目的及び事業

（目　的）

第3条　この法人は、癌に関する学術研究を奨励助成し、癌を徹底的に解明してその撲滅をはかるとともに、癌に関する知識を一般に普及することを目的とする。

（事　業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

一、癌に関する研究を行なうものに対する研究費の援助

二、癌に関する学術講演会の開催

三、癌に関する印刷物の刊行及び配布

四、前各号に掲げるもののほか前条の目的を達成するために必要な事業

第3章　資産及び会計

（資　産）

第5条　この法人の資産は、次のとおりとする。

一、この法人設立当初大阪癌治療研究会の寄附に係る、別紙目録記載の財産

二、資産から生ずる果実

三、寄附金品

四、事業に伴う収入

五、その他の収入

（資産の区分）

第6条　この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2　基本財産は、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産をもって構成する。

3　運用財産は、別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産その他基本財産以外の財産とする。

4　寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第7条　基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現員の3分の2以上の同意を得、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り、これを処分し、又は担保に供することができる。

（運用財産の処分の制限）

第8条　運用財産は理事会の同意を経なければ、これを処理することができない。

（資産の管理）

第9条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

2　資産のうち現金は、確実な有価証券の購入、信託会社への信託、又は郵便貯金若しくは定期預金として、理事長が保管する。ただし有価証券または不動産を買入れるときは、理事会の議決を経なければならない。

（経費の支弁）

第10条　この法人の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

一、基本財産より生ずる果実

二、事業に伴う収入

三、寄附金

四、その他の運用財産

五、第13条第2項の規定による前年度繰越金

六、その他の収入

（会計年度）

第11条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

（事業計画等の作成及び届出）

第12条　理事長は、毎会計年度開始前に、翌年度の事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し、理事会の議決を経て、文部大臣に届け出なければならない。

2　前項の事業計画及びこれに伴う収支予算を変更したときも同様とする。

（事業報告等）

第13条　理事長は、毎会計年度終了後3月以内に、その年度末現在の財産目録、事業報告、収支決算及び財産増減の事由を作成し、監事の監査を経

て、文部大臣に報告しなければならない。

2　この法人の収支決算上剰余金を生じたときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

（収支予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第14条　収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。

2　借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても前項と同様とする。

第4章　役員、評議員及び職員

（役　員）

第15条　この法人に、次の役員を置く。

一、理事　10名以上15名以内

（うち理事長1名、常任理事1名）

二、監事　2名または3名

2　理事長及び常任理事は、理事の互選により定める。

（理事長の職務）

第16条　理事長は、この法人の事務を総括し、この法人を代表する。

（理事の代表権の制限）

第17条　理事長たる理事以外の理事は、この法人の行なう事務について、この法人を代表しない。

（常任理事の職務）

第18条　常任理事は、理事長を補佐し、理事会の議決にもとづき日常の事務を処理する。理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときは、臨時にその職務を代理し、又はその職務を代行する。

（理事の職務）

第19条　理事は理事会を組織してこの法人の事務を議決する。

（監事の職務）

第20条　監事は、次の職務を行なう。

一、財産の状況を監査すること

二、理事の業務執行の状況を監査すること

三、財産の状況又は業務の執行につき不整の点あることを発見したときは、これを文部大臣に報告すること。

（役員の兼職禁止）

第21条　監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

（役員の選任）

第22条　役員は評議員会において選任する。

（役員の任期）

第23条　役員の任期は、3年とする。ただし再任されることができる。

2　役員の欠員が生じた場合の補欠又は補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

（役員の解任）

第24条　役員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども理事会の議決により、これを解任することができる。

（役員の報酬）

第25条　役員は、無給とする。ただし常任の役員は有給とすることができる。

（理事会）

第26条　理事会は理事をもって組織する。

2　理事会は、理事長が招集する。

3　理事会に、議長をおき、理事長をもってあてる。

4　理事会を分けて定時会及び臨時会とする。

5　理事会は、年2回一定の時期に招集する。

6　理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に招集する。

7　理事会を招集するには、開催日より1週間前に、各理事に対しその日時、場所並びに会議に付議すべき事項及びその内容を文書をもって通知しなければならない。

（理事会の開会定足数）

第27条　理事会は、理事現数の過半数が出席しなければ開会することができない。

（理事会の議決定足数）

第28条　理事会の議事は、理事現数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

（書面による表決等）

第29条　やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

（理事会の議決事項）

第30条　理事会は、この寄附行為に規定されたもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

（評議員会に対する諮問事項）

第31条　次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一、事業計画及びこれに伴う収支予算並びに事業報告及び収支決算についての事項

二、不動産の買入れ、または基本財産の処分についての事項

三、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

四、その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

（評議員）

第32条　この法人に、評議員60名以上75名以内を置く。

2　評議員は、この法人の目的に賛同する者のうちから、理事会のすいせんにより、理事長が委嘱する。

3　評議員には、第23条第24条を準用する。この場合には第23条第24条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第33条　評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

（評議員会の招集）

第34条　評議員会は、毎年1回以上理事長が招集する。

2　第26条第3項第4項第6項及び第7項並びに第27条から第29条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において第26条第3項第4項第6項及び第7項並びに第27条から第29条までの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

（議事録の作成、保存）

第35条　すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名押印のうえ、理事長これを保存する。

（職　員）

第36条　この法人の、事務を処理するため、主事その他の職員を置く。

2　職員は、理事長が任免する。

3　職員は有給とすることができる。

第5章　名誉会員及び賛助会員

（名誉会員）

第37条　この法人の事業に参画して、特に功労のあった者は、理事会の議を経て、名誉会員にすいせんする。

（賛助会員）

第38条　この法人の趣旨に賛同して、金品又は物件を寄附したものは、理事会の議を経て賛助会員にすいせんする。

2　理事長は、年1回以上賛助会員会を開催して本会の事業の報告をする。

第6章　委員会

（委員会及び委員）

第39条　この法人に、第4条の事業のうち奨励、助成の対象となるものを選衡するための委員会及び研究方針を審議する特別委員会を置く。

2　委員会は、委員若干名をもって組織する。

3　委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会で選衡し、理事長が委嘱する。

第7章　寄附行為の辺項及び解散

（寄附行為の変更）

第40条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事現在数及び評議員現在数のおのおの3分の2以上の同意を得、かつ文部大臣の認可を受けなければならない。

（解散の議決）

第41条　この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数のおのおの4分の3以上の同意を経、かつ文部大臣の許可を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第42条　この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の決議を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章　補　　則

第43条　この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附　　則

1　この寄附行為は、昭和39年2月18日から施行する。

附　　則

1　この寄附行為は、昭和43年10月9日から施行する。

附　　則

1　この寄附行為は、平成7年9月6日から施行する。